

二つの顔を持つ国:  
第二次世界大戦後オーストリアの歴史認識とユダヤ  
人犠牲者補償問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/39988">http://hdl.handle.net/2297/39988</a>

## 第6章 二つの顔を持つ国

——第二次世界大戦後オーストリアの歴史認識とユダヤ人犠牲者補償問題——

野村真理

### はじめに

2007年6月14日、オーストリアの元大統領クルト・ヴァルトハイムが死去した。もはや時の人ではなくなってから久しく、日本で彼の死亡記事に目をとめた人はどれほどいただろうか。しかし1986年のヴァルトハイム事件は、第二次世界大戦後のオーストリアの歴史認識の転回点となった事件であり、本稿の主題とも密接に関係する。本稿の筆を起こそうとしていたまさにそのとき、事件の主役の名が再び新聞紙上に登場しようとは、私にとってはできすぎた偶然であった。

元国際連合事務総長の肩書きを持ち、1986年5月の大統領選挙でオーストリア国民党が推す候補者となったヴァルトハイムの過去は、はからずも、ナチ・ドイツの最初の餌食となった自由で民主的なオーストリア国家が持つもう一つの顔に国際的注目を集めることになった。選挙戦のさなかに、ヴァルトハイムがかつてナチの突撃隊員だったという事実が明らかにされ、さらに、第二次世界大戦中ドイツ国防軍の兵士として従軍したヴァルトハイムは、1941年12月にソ連戦線で負傷した後、あたかも軍役を離れたかのように、履歴上1942年の春から終戦までバルカン戦線でドイツ国防軍の作戦参謀本部に将校として勤務していたことについては、いっさい沈黙していたという事実が暴露されたのだ。バルカン戦線で世界ユダヤ人会議が関心を示したのは、彼が1943年のギリシアのテッサロニキからアウシュヴィッツへのユダヤ人の移送にかかわっていたのではないか、という疑惑である。ヴァルトハイムに対する疑惑は、連鎖的に、少なからぬオーストリア人がナチ、すなわち国家社会主義ドイツ労働者党の党员となり、強制収容所の管理に携わっていたと

いう記憶を甦らせた。

オーストリアは、ナチ・ドイツのホロコーストの共犯者なのか。

オーストリアの大統領選挙に国外のユダヤ人団体によるヴァルトハイム批判が割り込んできたことで、オーストリアの国民感情は、むしろ、ユダヤ人に対する嫌悪と排外主義へと振れていった。彼の過去をめぐる疑惑が晴れないまま、オーストリア国民はヴァルトハイムを選択する。ヴァルトハイムは5月4日の選挙では過半数票を獲得できなかったものの、6月8日の決選投票では53.9%の票を得て社会党の候補者を制し、オーストリア大統領の地位に就いた<sup>3)</sup>。

あるいは若い外国人の歴史研究者から「オーストリアには他の西欧諸国のどこよりも強く反ユダヤ主義が残存している」と批判されたことが、当時の外務大臣ペーター・ヤンコヴィッチュの癪にさわったのかもしれない。問題のイギリスの歴史家ロバート・ナイトの「ヴァルトハイム・コンテクスト——オーストリアとナチズム」が『ザ・タイムス』の『別冊文芸』に掲載されたのは、大統領選挙からまもなく、1986年10月3日のことである<sup>3)</sup>。

ナイトによれば、オーストリアはナチ・ドイツの犠牲者だといういが、ナチ支配下のオーストリアで普通のオーストリア人が日常的迫害にさらされていたわけではない。むしろオーストリア国民全体が、合邦がもたらした一定の経済的利益を享受した。オーストリア人はナチ党员になることを厭わず、他方でオーストリアにおける対ナチ抵抗運動は国民から孤立して弱体であった。にもかかわらず戦後のオーストリア政府は、オーストリア第二共和国の建国の拠り所を一方的にナチの犠牲者にしてナチに対する抵抗者としてのオーストリアに求めたため、この立場とは矛盾する戦争中のオーストリア人のナチ・ドイツへの協力問題はタブー化され、社会の脱ナチ化も不徹底なものにとどまらざるをえなかった。国民意識のレベルにおける反ユダヤ主義の克服も、きわめて不十分である。

いま私の手元にあるのは、上記のナイトの主張を「あきれかえるようなテーゼ」と見なしたヤンコヴィッチュが、1986年11月28日付けでオーストリア現代史の研究者ラートコルプ氏に送った書簡のコピーである<sup>3)</sup>。

「個人的に私は、ナイト氏がオーストリアの過去、とりわけオーストリアの公的生活におけるナチズムと反ユダヤ主義の役割を分析したやり方は、きわめて憂慮すべきものであると考えます。というのも、このような叙述には、まったくあからさまに、第二共和国に対して根本的に別な評価を招きかねない新しいオーストリア像の核心が含まれているからです。」

ヤンコヴィッチュは、ラートコルプ氏の他、同じ書簡をボッツ、ヴァインツィールなど10名の歴史家に送り、ナイトあるいはナイトに代表されるオーストリア批判に対して逆批判の論陣を張るよう訴えた。しかし、あのときオーストリアがなすべきことは、オーストリアの犠牲と抵抗の過去を擁護することだっただろうか。12月15日付けの返書でラートコルプ氏は、ナイトに不適切な言葉遣いがあることを認めながらも、実証に裏付けられた彼のテーゼを「あきれかえる」とは言えないとする。ナイトが主張していることは、他ならぬボッツやヴァインツィールもまた指摘してきたことだったからである。

ヤンコヴィッチュは、オーストリアが、もはやこれまでの一面的な自国像にしがみついてはいられない状況に立ちいたっていることを認識すべきだった。1985年の第二次世界大戦終結40周年記念日にドイツ大統領ヴァイツェッカーは、過去がもたらした帰結にかかわっているドイツ人全員が過去に対する責任を負っており、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」と述べて国際的評価をえた<sup>4)</sup>。ヴァイツェッカーと、バルカン戦線にいた過去が暴露されると最初はそれを否認し、証拠を突きつけられて否認しきれなくなると、今度は、自分の役割は補助的なものであり、国防軍兵士として義務を果たしただけ、と繰り返したヴァルトハイムのあいだにある落差は大きい。しかもヴァルトハイムの弁解は、当時のオーストリア人の共感を集めたのである。

本稿では、自国の過去を直視することに立ち後れた第二次世界大戦後のオーストリアにおいて、ナチのユダヤ人犠牲者に対する補償が、「結局のところ」謝罪なき施しとならざるをえなかった経緯を明らかにしたい。

## 1 オーストリアの二つの顔

### (1) オーストリアの独立回復宣言

1945年3月末、オーストリア国境を越えたソ連軍は、4月13日ウィーンを占領した。ソ連軍は、最初は解放者として歓迎されたものの、まもなく始まった略奪や暴行は、住民のあいだに急速に恐怖を広めたという。この事態を収拾すべくスターリンが担ぎ出したのが、オーストリア第一共和国の初代首相で社会民主主義者のカール・レンナーである。

当時74歳の高齢であったレンナーが、数年前からニーダーエスターライヒのグログニッツに引きこもり、なかば隠居の身であったのに対し、戦争中地下に潜った社会民主労働者党、キリスト教社会党、共産党の政治家たちは、1944年末からナチ・ドイツの敗北をにらんで活動を再開していた。1945年4月13日、社会民主労働者党と1934年の同党の禁止後に結成された党派「革命的社会主義者」が合同してオーストリア社会党<sup>5)</sup>が結成され、4月17日には、キリスト教社会党の後継としてオーストリア国民党が結成される。4月21日にウィーン入りしたレンナーは、社会党、国民党、共産党の指導者たちと協議し、三党連立の臨時政府を設立することで合意をみた。そして早くも4月27日、三党の代表者の名で1938年の合邦の無効とオーストリア第一共和国1920年憲法に基づく民主的なオーストリア共和国の再建が宣言される。同日樹立された立法と行政の機能を持つ臨時政府は、レンナーを首相とし、社会党のシェルフ、国民党のフィグル、共産党のコブレニヒの3名の無任所大臣がレンナーを補佐した。内務と教育のポストは共産党に、社会政策は社会党に、商工・運輸は国民党に配分される。臨時政府はただちにソ連の承認を得た<sup>6)</sup>。

1945年の「オーストリア独立宣言」<sup>7)</sup>は、1938年の合邦の無効の根拠を、第1に、合邦は二つの主権国家間の交渉と条約によって決定されたものではなく、「外部からの軍事的脅迫と少数のナチ・ファシストによる反逆的テロルによって無防備の政府首脳に強要され、最終的には、国土の軍事的、戦闘的占領によって無力になったオーストリア国民に強制された」ものであったこと

に求めた。次いで宣言は、合邦によってオーストリアが被った政治的、経済的、文化的破壊と戦争による破壊を列挙し、最後に1943年のモスクワ宣言を引き合いに出し、オーストリアの独立回復がイギリス、アメリカ、ソ連の同意に基づくものであることを強調している。

ここでのモスクワ宣言とは、1943年10月のモスクワに集まった上記三国の外務大臣によって10月30日に決議され、11月1日に公表された宣言の第六付属文書をさす。すなわち1943年1月末のスターリングラード攻防戦でドイツが決定的な敗北を喫し、以後、ソ連が攻勢に転じた戦況の変化をふまえ、1943年10月、三国の外務大臣は戦後処理に関して意見調整を行ったが、オーストリアについては第六付属文書で次のように言われた。

「連合王国、ソヴィエト連邦、アメリカ合衆国政府は、オーストリアはヒトラーの侵略の犠牲となった最初の自由な国であり、ドイツの支配から解放されなければならないことで合意した。三国政府は1938年3月15日にドイツによってオーストリアに強要された合邦は無効であると見なした。[以下、略]」<sup>8)</sup>

一般に合邦あるいは併合と訳されるアンシュルス(Anschluß)は、上記のモスクワ宣言とオーストリアの独立回復宣言を見るかぎり、無血で実現されたナチ・ドイツによるオーストリア占領であった。合邦に最後まで抵抗したオーストリア第一共和国最後の首相シュシュニクが、1938年3月9日、オーストリア独立の是非を問う国民投票を3月13日に実施すると公表したのに対し、3月11日にヒトラーは最後通牒を送り、国民投票の中止とシュシュニクの退陣、親ナチのザイス＝インクヴァルトの首相就任を強要する。日付が3月12日になった深夜2時、ついにシュシュニクは首相府を去り、明け方、すでにオーストリア国境に集結していたドイツ軍は、新首相ザイス＝インクヴァルトの要請に応ずるという名目で国境を越え、オーストリアに侵入した。翌3月13日、オーストリアはドイツ側によって起草された「オーストリアとドイツ帝国の再統一に関する法」を受け入れる。もし、この3月13日に国民投票が実施されていれば、ヒトラー自身が予測したように、国民の多数がオーストリア独立を支持したであろう。それゆえ合邦は、オーストリアの政府と国民

の同意なくしてオーストリアに強制されたものであり、合邦とは、事実上の占領を言いつくろう言葉でしかない。

ところが他方で、その占領が当時のオーストリア国民に受容されたあり方を見れば、合邦を無条件に占領と非難することもまた困難である。3月12日の夕刻のリンツで、人びとはヒトラーの入場を歓呼の声をあげて迎え、3月15日のウィーンのヘルデンプラッツで、人びとは新王宮のバルコニーから行われたヒトラーの演説に拍手喝采を送った。枢機卿イニツァーをはじめとしてオーストリアのカトリック教会の司教たちは、いち早く合邦への賛意とヒトラーへの忠誠を宣言し、4月10日の合邦への賛否を問う国民投票で、オーストリア国民の99%以上が合邦に同意した。これらが、同時期に行われたナチによる敵対者の大量逮捕と表裏の関係にあったことを考えれば、99%を文字通りに受け取ることはできないが、しかし、ナチの脅迫のみが生み出した成果とも言い難い。すでに多くの研究者が指摘しているように、当時のオーストリア国民には、自国がドイツ帝国の一部となったことに対して、それを必ずしも外国による占領支配とは受け止めない心情もまた存在していたからである。

レンナーは、4月10日の国民投票を前に『ノイエス・ヴィーナー・ターゲブラット[新ウィーン日報]』が行ったインタヴュー(4月3日号に掲載)に答えて、次のように述べている。

「首相閣下、国民投票に対して閣下のお立場を表明するご用意がおりですか。」

「私は1918年11月12日にドイツオーストリアの最初の首相として、国民議会に『ドイツオーストリアはドイツ共和国の一構成要素である』という動議を提出し、ほとんど満場一致の同意を得ました。私はサン・ジェルマン講和会議に派遣された代表団長として、何ヶ月ものあいだ合邦のために闘いました。しかし、国内の困難と敵による国境の占領が、国民議会と、そして私をも、講和条約の屈辱と条約による合邦禁止に屈するもやむなきにいたらせたのです。けれども私は1919年以降も、わが国およびドイツで、無数の書き物や数え切れないほどの集会で、合邦のための闘いを続行しました。私がよし

とする方法によってではありませんが、いまや合邦が実現され、合邦は歴史的事実となりました。私は、これは1918年と1919年の屈辱に対する、サン・ジェルマンとヴェルサイユに対する真の償いであると思います。もし私がドイツ国民の再統合という偉大な歴史的行為を心から歓迎しないならば、私は諸国民の自決権の理論的先駆者としての、またドイツオーストリア国の政治家としての私の過去全体を否定しなければならないことになるでしょう。』<sup>9)</sup>

すなわちレンナーは、ドイツ人の民族自決という観点から見れば合邦を容認せざるをえないと述べており、また、同じドイツ人同士が血を流し合うべきではないというのが、ヒトラーとドイツ軍のオーストリア入場を無血で容認した旧政府要人たちの弁であった。

かつて版図に多民族を擁したオーストリア帝国時代、オーストリアに「オーストリア人」という民族は存在しない。チェコ人、ポーランド人、ハンガリー人等と並んで登場するのはあくまでもドイツ人である。第一次世界大戦によってオーストリア帝国が崩壊した後、チェコスロヴァキアやポーランドやハンガリーと並んで、かつてのオーストリア帝国のドイツ人の国家となったのがドイツオーストリアであった。このドイツオーストリアの初代首相こそレンナーである。そしてレンナーがインタヴューで述べているように、1918年11月12日に公布された共和国宣言「ドイツオーストリアの国家および政治形態に関する法」は、その第2条で「ドイツオーストリアはドイツ共和国の一構成部分をなす」と明記していた。というのも、当時、ハンガリーから得ていた食糧も、チェコにあった工業地帯も石炭資源も失った小国ドイツオーストリアが、ドイツと合邦せずして独力で生き延びることは不可能と考えられていたからである。しかし、ドイツの大国化を懸念するフランスの反対で、オーストリアの願望は聞き入れられず、1919年9月10日に調印されたサン・ジェルマン条約は、ドイツとオーストリアの合邦を禁止した<sup>10)</sup>。ドイツオーストリアの国名からドイツの三文字もはずされてしまうが、このような措置にもかかわらず、オーストリア国家にいる人びとの民族的帰属意識がドイツ人であることに変わりはなかった。当時の反ユダヤ主義者に言わせれば、そのドイツ人の国家オーストリアに巣くっている異民族、異人種がユダ



ヤ人であった。

1945年4月27日に臨時政府が樹立された後、4月30日の首相府でレンナーが大臣および官僚を前にして行った挨拶は、このような過去の経緯をふまえて、ドイツ人の民族自決という考えからの決別を宣言するものである。

「1918年、1920年およびそれに続く年月で主張された合邦構想は、ヒトラーがもたらしたものとまったく異なるものでした。かつての構想によれば、オーストリア国民は、ヴァイマル憲法でいうところの連邦国家として、その国家性を保持したまま連邦の一員として全ドイツ民族の共同体に加わるはずだったのであり、最終的にわれわれが併合されたごとき状態においてはありませんでした。わが国はヒトラーによって頭をはねられてしまったのです。〔中略〕われわれが国家の中央本部や文化的諸施設に有していたすべてのものは、有無を言わず引き払われ、オーストリアはあらゆる独自性を完全に失ってしまいました。最後には、その名の抹消まで企てられました。

そのような合邦は考えられたこともなかったし、自由な国民の代表によって受け入れられるものではありえなかったでしょう。合邦構想は、われわれの過ちによってではなく、というのも、われわれはすべてを誠実に考えていたのですから、われわれによってではなく、相手方の過ちによって最終的に挫折し、葬られたのです。合邦を改竄し、やり損ね、そして最後に永久になきものとしたのはヒトラーなのです。

三列強は、独立したオーストリアの再建に関して合意しており、〔中略〕われわれには、われわれ自身で合邦という構想を断念する以外の道は残されていません。』<sup>11)</sup>

実際、国民の意識調査で明らかにされているように、ドイツのドイツ人とは区別されたオーストリア人という帰属意識が明確化するのには、戦後かなりたってからのことである。フェッセル研究所によって実施された調査によれば、「個人的にあなたは、私たちはドイツ民族の1グループだと考えますか。それとも私たちは独自のオーストリア民族でしょうか」という質問に対し、オーストリア民族の存在を肯定した者は、1956年時点でお過半数に満たな

い49%であった。これに対して46%の者がドイツ民族への帰属を選択し、5%は答えを決めかねている。ようやく1964年になると、同様の調査で、オーストリア人を民族であると答えた者(47%)とオーストリア人は徐々に民族と感じ始めているという回答(23%)を合わせて70%に達し、1980年代後半には、その割合は90%を越えた<sup>12)</sup>。こうしたオーストリア人意識の涵養には、次節で述べるように、ナチ・ドイツの犠牲者であるオーストリア人を加害者であるドイツ人から区別しようとする戦後オーストリア政府の強い意志も働いていた。

しかし、それでは1938年当時、オーストリア人意識が希薄であったとはいえ、ナチの政権獲得のプロセスに立ち会ったわけではないオーストリアの人びとにとって、ナチの政府はわが政府だったのだろうか。声がかかるまでハイル・ヒトラーを叫んだ人びとにとって、本当にヒトラーはわが総統だったのか。オーストリアの州都に成り下がったウィーンに替わり、ウィーン子がベルリンをわが帝都と認識したのだろうか。おそらくオーストリアの普通の人びとの心のなかでは、合邦に対して受容と反発がない交ぜだったというのが実相であろう。そして、ナチに対する堅固な批判の論理を持ち合わせた一部の人びとを別にすれば、成り行きに身を委ねることに決めた普通のオーストリア人がとりあえず期待したのは、合邦の経済的効果である。1929年の世界恐慌の打撃はオーストリアにおいても深刻であり、1929年には、1863年創立のボーデンクレディートアンシュタルト銀行が倒産、1931年には、ボーデンクレディートアンシュタルト銀行を引き取ったオーストリア最大の銀行クレディートアンシュタルトも倒産した。1932年から1933年にかけて経済危機は頂点に達し、1933年2月の最大時で、失業保険金を受給している失業者が40万2000人、これに失業保険の受給期間が切れた者を加えると、人口676万人の国家で失業者は推定60万人に達した<sup>13)</sup>。疲弊しきったオーストリアの人びとがナチに期待したのは、ナチがドイツにもたらしたのと同じ奇蹟の経済復興である。そして、事実、ドイツがもたらした雇用促進政策により、1938年1月に40万1001人であった失業者数は、同年9月には9万9865人に激減した<sup>14)</sup>。実利のためにナチ党員になることも、たいした問題とは考えられなかった。

1942年に、ナチ党员あるいはナチ党関係者として登録された者は68万8478人である<sup>15)</sup>。

## (2) アリズールたちの合邦

1938年3月9日、シュシュニクがオーストリア独立の是非を問う国民投票の実施を公表すると、ウィーンでは、ドルフス＝シュシュニク体制を支える祖国戦線の隊員たちが、ステンシルで建物の壁や路上に独立支持を呼びかける「ヤー[賛成]」の文字や、体制のシンボルマークである撞木<sup>トモ</sup>十字を書いて回った。「赤白赤を守り抜け」と叫ぶ男女を乗せたトラックが、街から街へと走った。

ところが3月12日にシュシュニクが退陣すると、たちまち形勢が逆転する。腕に鉤十字の腕章をつけた男どもが「くたばれユダヤ公」とわめきながら街中を駆け回り始めた。ユダヤ人は老若男女の区別なく引きずり出され、路上に這い蹲い、祖国戦線の隊員たちが書いた「賛成」の文字を素手で洗い流すように命じられる。ナチの幹部の監督が届かぬところでしばしば勝手に行われた屈辱的な作業の強要は、「賛成」が消えれば収束したわけではない。4月末にウィーンの大管区指導者ビュルケルに宛てられた匿名の告発状は、次のように述べている。

「貴殿はご存じなのでしょう。すでに4月22日となるにいたって、当初のように路上だけでなく、兵舎やヒトラー・ユーゲントのホームにおいても、あらゆる職業、あらゆる年齢(70歳代の者もまた)のユダヤ人男女に清掃作業を強制することが日常化しております。[中略]

貴殿はご存じなのでしょう。このような作業が公の路上や広場で行われるとき、見物人たちに、さらに特別の娯楽が提供されているということ。つまり清掃作業の命令者たちが手をつないで輪を作り、その輪のなかでバケツを持ったユダヤ人が跳んだりはねたり、他にもグロテスクな運動をやらされるのです。貴殿は、作業の締めくくりに、バケツの汚い中身がユダヤ人の衣服におちまけられることをご存じなのでしょうか。」<sup>16)</sup>

ウィーンの1938年11月ポグロムでは、11月10日の早朝からシナゴークやユ



道路磨きを強制されるユダヤ人の像（1993年，筆者撮影）

記憶と追悼の年と位置づけられた合邦50周年記念の1988年，ウィーンの街の中心，国立オペラ座裏のアルベルティーナ広場に設置された。制作者はアルフレート・ハドリチカ。あまりにも具体的な姿に屈辱感を抱いたユダヤ人もおり，議論をよんだ。

ダヤ人の商店あるいは住居の破壊と強奪が開始された。類焼の危険が高いため放火を免れた旧市内区のザイテンシュテッテンガッセのシナゴグを除き，42のシナゴグと小礼拝所が焼き討ちないしは破壊され<sup>17)</sup>，ウィーンの親衛隊保安部の指揮官トリットナーの11月18日付けの報告によれば，約4,038のユダヤ人の商店が封鎖，1区だけで1,950のユダヤ人の住居が略奪された<sup>18)</sup>。また11月17/18日付けのウィーンのゲシュタポの報告書によれば，11月16日18時現在で，ウィーンでは6,547人のユダヤ人が逮捕され，そのうち3,700人がダッハウの強制収容所に送られている<sup>19)</sup>。

ナチがオーストリアに持ち込んだイデオロギーで、おそらく最も違和感がなかったのが反ユダヤ主義ではないだろうか。ドイツでは、ユダヤ人が集中していた大都市ベルリンでも1933年当時のユダヤ人口は約16万人、ベルリンの人口の4%にも満たない<sup>20)</sup>。他方、合邦以前の1934年3月22日の人口調査によれば、オーストリアのユダヤ人口は19万1481人で、そのうち17万6034人(約92%)がウィーンに居住する<sup>21)</sup>。19世紀末以来ウィーンでは、ユダヤ人はつねに街の人口の約9%を占めており、彼らは、数の上でも、また何よりも人口比にまさる経済的成功者や文化人を生み出した点で、ウィーン社会で一定の存在感を示してきた。従来から反ユダヤ主義者が主張したユダヤ人による経済的、文化的支配の神話に、第一次世界大戦によって発生したガリツィア・ユダヤ人難民問題というオーストリアの特殊事情が加わり、戦間期のウィーンでは、路上でも、新聞や雑誌の紙上でも、あるいは国会でも、ユダヤ人に対し、ナチを先取りする下品な反ユダヤ・スローガンが唱えられたことは拙著で詳述したとおりである<sup>22)</sup>。

さすがにウィーンでは、ユダヤ人に対する暴行に眉をひそめ、11月ポグロムのような破壊や略奪行為は文明国のすることではないと考えた人びとも少なくなかった<sup>23)</sup>。彼らはユダヤ人に同情したが、しかし、だからといって彼らには、わが身に影響がおよばないかぎり、ナチによる厳しい思想、言論、行動の統制に逆らってまでユダヤ人を助けてやる気もなかった。反ユダヤ主義者による著者暗殺を引き起こしたベッタウアーの『ユダヤ人のいない街』は小説であって、ウィーンからユダヤ人が消えても、別に人びとは困らなかったのである。この残酷な事実を認識したとき、多くのユダヤ人がみずからの命を絶った。

ドイツの社会民主党が発行する1938年7月の『ドイツ報告』は、合邦後にウィーン的一般市民も巻き込んで行われたいわゆる「粗野なアーリア化」を次のように伝えている。

『合邦』以後、街頭ではむき出しのテロルが横行している。初日から通りでは『くたばれユダ公!』『出てゆけユダ公!』という叫びがこだましていた。そして、まもなくユダヤ人の商店の破壊や『徴発』、つまりは略奪や、ユダ

ヤ人の商人や金利生活者に対する恐喝が始まった。20歳から25歳ぐらいの突撃隊員に率いられた14歳から16歳ぐらいの若者が店に現れ、食料品や靴や衣類や布地その他を『徴発』してゆくのである。略奪品は、しばしばトラックで運び去られた。このような仕方では、たとえば旧市内区のほとんどすべてのユダヤ人の商店が襲われた。[中略]

タバール通りの百貨店シフマンの整理には三日を要した。鉤十字の腕章をつけた労働者たちが在庫品を空にし、褐色のシャツを着た男どもが物見高い群衆を退けていた。

[中略]

こうした状況の下では、当然ながら多くのユダヤ商人たちは、できるだけ早く、大損をして店を投げ売りする道を選んだ。『アーリア化』は急速に進行した。<sup>24)</sup>

恐怖に駆られたユダヤ人は、店や工場をほとんど捨て値で売りに出し、機転の利く非ユダヤ人は、この機に乗じてかつての商売敵の店を手に入れた。アリズールとは、こうして推進された経営や資産のアーリア化の結果、ユダヤ人の財産を手に入れた人びとのことである。ユダヤ人の官吏やホワイトカラーの月給取りや労働者は職場から追放され、医師や弁護士は1938年末までに開業免許を剥奪された。オーストリアでの生活基盤を失ったユダヤ人は、国外への移住を余儀なくされる。1939年5月17日の調査によれば、ニュルンベルク法で定める完全ユダヤ人は9万6042人、そのうちユダヤ教徒である者は8万1943人である<sup>25)</sup>。1938年の合邦からわずか1年あまりのあいだにユダヤ人口は激減し、1939年末までに約12万8000人のニュルンベルク法というユダヤ人がオーストリアを去ったと推定されている<sup>26)</sup>。

戦後のオーストリア政府は、ユダヤ人から剥奪された財産の返還が問題となったとき、アーリア化において、ユダヤ人が経営する優良企業やユダヤ人所有の高価な美術品を手に入れたのはドイツから来たナチの幹部や企業家や資産家であり、その結果オーストリアの財産がドイツに移転されたと主張した。しかし、すべてがそうではなかったことは、ユダヤ人に財産を返還する段になって、自分たちが店や工場を買い取ってやっておかげでユダヤ人は国

外に逃亡する金を手に入れ、ホロコーストを生き延びることができたではないか、と開き直ったオーストリアのアリズールたちが一番よく知っていた。

とはいえ、経済のアーリア化はナチの経済政策と密接に関連しており、ドイツに比べて経営の合理化が後れていたオーストリアでは、アーリア化の過程で、統合による経営規模の拡大や不採算経営の清算が推進された。個人経営のユダヤ人の商店や町工場の場合、アーリア化されて存続したものより、清算されたものの方がはるかに多く、ウィーンではユダヤ人所有の企業や商店の80%以上が解体されている<sup>27)</sup>。またアーリア化で最も美味しい果実を手に入れたアリズールは、ナチの党员だった。非合法時代を耐えたオーストリア・ナチの古参にも、褒美として、アーリア化された経営内で能力もないのにしかるべき地位が与えられた。したがって、会社や工場からユダヤ人労働者が追われた後、そのあとを埋めたのはそれまで失業中のオーストリア人だったということを別にすれば、経済のアーリア化によって普通の小市民が手に入れた財産はごく一部だったと主張することは可能だろう。

他方、これとは様相が異なり、ウィーンの普通の市民の差し迫った欲求を満足させたアーリア化が、ユダヤ人からの住居の剥奪である。

19世紀後半から著しい人口増加が続いたウィーンで、住宅建設は資本家の投機心に委ねられ、帝国政府による有効な住宅政策はなおざりにされた。そのため上流階層が優雅な邸宅に住まう一方で、下流階層の住宅難と居住環境の劣悪さは破局的であり、これに、第一次世界大戦中の住宅建設の中断が拍車をかけることになった。住宅難を緩和するため、戦後ウィーンの市政を握った社会民主労働者党は、現在では観光名所の一つになっているカール・マルクス・ホーフなど、大規模な公共住宅の建設に着手する。しかし、労働者用公共住宅の建設が続けられたのは、政策的にも資金的にも1934年のドルフスの独裁体制成立までのことであり、ウィーンの住宅難は解決を見たと言えるにはほど遠い状況であった。1939年9月、ゲーリングの意を受けて行われたオーストリアの住宅事情調査は、箇条書きで次のように指摘している。

「(1) 相変わらず、居住可能で手頃な値段の小規模住宅の危機的な不足が続いている。ウィーンの住宅局には約5万件の未処理の住宅申請がたまって

おり、そのうち約7,000件は特に急を要するものである。

[中略]

(3) 住宅の多くが健康に有害であるか、建築監督所の目から見れば居住不可であり、そこに住む者たちは、早急に改築が行われなければ住むところを失う危険がある。

(4) ウィーンの全住宅の60%には、水道もトイレもついていない。一部には、電気もガスもひかれていないところがある。

[以下、略]」<sup>28)</sup>

合邦後も住宅不足対策はとられず、11月ポグロム直後のナチの御用新聞『フェルキッシャー・ベオバハター』は、「ユダヤ人は安価で良質な住宅から立ち去れ」と題し、模倣されるべきモデルケースを報道した。

すなわち、オタックリングのあるアパートでは、ドイツ民族同胞が妻と2人の子供とともに劣悪な環境の屋根裏部屋に住み、かたや、ユダヤ人のタクシー業者の一家が合計5部屋を持つ2区画に居住していた。このようなことはナチのウィーンでは許されてはならず、当地区のナチが介入して、屋根裏部屋の民族同胞にユダヤ人の2区画のうちの1区画が与えられ、数時間のうちに引越が完了した、というのである<sup>29)</sup>。

こうしたウィーンの行政当局が関知しない勝手な住居のアーリア化がどのような規模で執行されたのか、詳細は不明である。しかし、勝手なアーリア化に対して当局が繰り返し警告を発しなかったことは、その頻度を推測する一つの手がかりとなる。1938年5月10日より、非ユダヤ人の家主から住居を借りていたユダヤ人の借家人は、借家人保護法の対象外とされ、住居のアーリア化は合法的にも推進された。家主から一方的に住居の明け渡しを求められたユダヤ人は、条件の悪い住居へ引っ越すか、引っ越し先が見つからない場合は、親戚でも知り合いでも、転がり込めるところに身を寄せた。ウィーンに存在していた約7万のユダヤ人の住居のうち、合邦から9ヶ月後の1938年12月時点で残っていた住居は約2万であり、しかもその40%は、一部屋にキャビネットと呼ばれる小部屋と台所のついた小住居か、それより狭い住居であったという<sup>30)</sup>。



## 2 オーストリアの戦後補償

### (1) 犠牲者援護法と返還法

1945年に誕生したレンナーの臨時政府は、はじめソ連の承認を得たのみであったが、同年10月20日には西側三連合国もこれを承認した。次いで11月25日、レンナー政府によって準備された総選挙が実施され、その結果を得てオーストリア全土に権威を持つ正規の中央政府が成立する。そこでは、有効投票の49.8%を得て85議席を獲得した国民党のフィグルが首相の座に着き、44.6%の得票で76議席を獲得した社会党のシェルフが副首相の座に座った。共産党は5.4%の得票で4議席を獲得したにすぎない。レンナーは12月20日、オーストリア第二共和国の初代大統領に選出された。以後、国民党と社会党の連立は、現在にいたるまでオーストリアの政権の基本的な枠組みである。しかし、これは、戦前には考えられない政府のあり方であった。

1934年2月の社会民主労働者党と共和国防衛同盟による武装蜂起で、護国団と警察と軍隊を投入して蜂起を鎮圧し、社会民主労働者党を非合法化したのは、国民党の前身キリスト教社会党の首相ドルフスである。蜂起に関連してシェルフは、2月12日から5月17日まで逮捕、投獄されたのに対し、フィグルは、1934年5月に独裁体制を確立したドルフス政権の一員であった。このように政治的には対立する陣営に属する2人が共有したのは、唯一、ナチによる迫害体験である。1938年の合邦後、フィグルは1943年までダッハウ、次いで1945年までマウトハオゼンの強制収容所に囚われ、シェルフは、1938年と1944年の二度にわたり、政治犯として逮捕された。戦後、旧社会民主労働者党と旧キリスト教社会党のメンバーは、この迫害と抵抗の体験の共有、すなわちナチ・ドイツによる迫害の犠牲者にしてナチ・ドイツに対する抵抗者であることの一点で結びつく。そして、戦前のあらゆる対立、オーストリアでナチの台頭と合邦を阻止できなかったあらゆる責任を互いに不問に付したまま、オーストリアの再建に乗り出した。

しかし、オーストリアがいかようにみずからの立場を主張しようとも、1945年から1955年の国家条約締結にいたるまで、連合国によるオーストリア

の扱いは、ナチが仕掛けた戦争の全責任を負うドイツと同じであった。連合国によって四分割支配されたオーストリアが、占領国政府の監視のもとでまず着手しなければならなかったのは、自国の脱ナチ化(非ナチ化ともいわれる)であり、ナチによる迫害(以下、ナチ迫害と略記)の犠牲者に対する補償である。しかし、とりわけ後者に関して、加害者の立場が明確なドイツと異なり、オーストリアの態度は曖昧であった。

本節では、(1)でオーストリア国内に居住するナチ迫害の犠牲者に対する補償の問題点をとりあげるが、その前に、日本でも比較的良好に知られたドイツの場合を見ておきたい。

最初に、この補償で問題となるナチ迫害とは、西ドイツの連邦補償法の規定に従えば、ナチに対する政治的反対を理由とする迫害、または人種、信仰もしくは世界観を理由として執行されたナチの暴力的措置による迫害を意味し、補償の対象となるその犠牲者とは、ナチ迫害によって生命、身体、健康、自由、財物、財産上の利益、職業活動または経済活動にかかわる損害を被った者である。ここでの暴力的措置は暴力行為に限られず、強制移住や財物に対する強制力の行使、あるいはユダヤ人業者に対するボイコット等も含み、幅広く解釈されている。当時、戦没者や戦病傷者など、通常の戦争被害者とは概念の異なるナチ迫害の犠牲者のための補償を定めた法はなく、また同様の迫害理由に基づいて剥奪された財産の扱いも、通常の民法の規定では対応できなかった。そのため終戦直後のドイツでは、ナチ迫害の犠牲者に対する補償と剥奪財産の返還は、四占領国の指導の下、まずは、それぞれの占領国の管轄下にあった州政府の州法によってその扱いが定められた。

その後1949年にドイツは、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)とドイツ民主共和国(東ドイツ)に分裂したため、アメリカ、イギリス、フランスの西側三国は西ドイツにおける占領状態に終止符を打つべく、1952年5月26日に西ドイツとのあいだで一連の条約からなるボン協定を結んだ。ナチ迫害の犠牲者に対する補償については、西ドイツは、ボン協定のなかの「戦争および占領から生じた問題の処理に関する条約」(ドイツでは通称、移行条約)において、州法ではなく、連邦レベルでの法の制定を義務づけられる。そのさい、連邦

レベルでの補償が州レベルでの補償より内容的に後退するものであってはならず、これに関して西ドイツと「対ドイツ物的損害ユダヤ請求会議」(以下、ユダヤ請求会議と略記)のあいだで協議が行われ、1952年9月10日、連邦法は1949年8月12日にアメリカ占領下の諸州で公布された「国家社会主義の不法な行為の補償に関する法(補償法)」を基本的に引き継ぎ、それを補完するものになるべきことで合意をみた(第一ハーグ議定書)。その結果、急ぎ連邦議会で可決された初の補償法が1953年9月18日の連邦補完法である。

しかし、同法は連邦議会での審議が不十分であったため、1956年6月29日、同法を改正した「国家社会主義の迫害の犠牲者のための補償に関する連邦法(連邦補償法)」が成立、1953年10月1日に遡って適用されることになった。ドイツの連邦補償法は、この1956年の法を出発点とする。同様に剥奪財産の返還に関しても、占領時代の諸州の州法を引き継ぎつつ、1957年7月19日に連邦返還法が制定された<sup>31)</sup>。

ドイツと異なり1945年のうちに中央政府が樹立されたオーストリアで、西ドイツの連邦補償法および連邦返還法に対応するのは、レンナーの臨時政府によって制定された「自由にして民主的なオーストリアのための闘いの犠牲者に対する援護に関する1945年7月17日の法(犠牲者援護法)」<sup>32)</sup>および国民議会によって可決された「自由にして民主的なオーストリアのための闘いの犠牲者および政治的迫害の犠牲者に対する援護に関する1947年7月4日の連邦法(犠牲者援護法)」<sup>33)</sup>と1946/47年に可決された一連の返還法である。そして、オーストリアにおけるナチ迫害の犠牲者に対する「補償」は、これもドイツとは異なり、当時のオーストリアが抱える独自の事情の下で開始されることになった。

### 犠牲者援護法

1945年の独立回復宣言が前面に押し出した犠牲者オーストリアは、確かにフィグルやシェルフなど、オーストリア第二共和国の建国を担った者たちの自画像に違いなかったが、他方で政治家たちを動かしていたのは高度に政治的な判断である。戦後オーストリアがいかなる賠償責任も補償責任も免れる

ためには、ナチ・ドイツとオーストリアを引き離し、国際社会に犠牲者オーストリアの立場を認知してもらう必要があった。オーストリアにとってはありがたいことに、犠牲者オーストリアがその拠り所を求めたモスクワ宣言の末尾は、すでに戦後に発生するであろう賠償問題を視野におさめて次のように結ばれている。

「しかしながらオーストリアが忘れてはならないのは、ヒトラーのドイツの側に立って戦争に参加した責任を免れることはできず、最後に行われる清算において、みずからの解放に対するオーストリア自身の貢献が不可避免的に考慮されることになるだろうということである。」<sup>34)</sup>

1943年10月に求められた「みずからの解放に対する貢献」とは、オーストリアのナチ・ドイツからの自力解放の努力を意味していた。そうであれば、終戦直後のオーストリア政府が何よりも必要としたのは、結果的に自力解放はなしえなかったとはいえ、解放努力の存在を証明する抵抗者たちであり、ナチに対する抵抗ゆえに迫害された者たちであった。「自由のための闘争の犠牲者に対するオーストリアの感謝<sup>35)</sup>」といわれた1945年7月17日の犠牲者援護法は、当時の政府の姿勢を示している。

すなわちこの法の適用対象は、独立で民主的なオーストリアのために、とくにナチの思想と目的に抗して手に武器を持って闘うか、あるいは言葉や行為において身を尽くして闘い、そのために命を落とした者、著しく健康を損ねた者、あるいは政治的理由で少なくとも1年間、重大な身体的あるいは精神的苦痛を伴った場合には少なくとも半年間拘留されていた者、あるいはこの様な者たちの遺族である(第1条第1項および第2項)。さらにこの法によって援護を受けるためには、1938年3月12日現在でオーストリア国籍あるいはオーストリア国籍の請求権を持ち、かつ援護申請の時点でオーストリア国籍を持ってオーストリア共和国の領域内に正規の住居を有していなければならなかった(第1条第3項)。1945年10月31日の同法の施行令<sup>36)</sup>を見ると、実際にみずからがこの法の適用対象であることを立証できるのは、ナチと闘った非合法武装組織のメンバーや、戦争中、連合国側にあつてオーストリア解放のために闘った武装組織のメンバー、あるいは1934年から1938年までの独裁体

制時代に、民主主義の再建のため、あるいはナチに抵抗するために闘ったオーストリアの防衛組織や政党のメンバーに限定される。ナチ迫害の犠牲者であってもオーストリアのために闘わなかった者は、この法が顧みるところではなかった。

もっとも1945年の援護法は、臨時政府によって公布された暫定法であり、実質的に西ドイツの連邦補償法に対応するのは1947年7月4日に可決された犠牲者援護法である。しかし、ナチ迫害の犠牲者一般がはじめて対象とされたこの援護法において、「オーストリアの感謝」という積極的理由が成り立つ抵抗運動の闘士たちと、たとえば闘わずしてユダヤ人であるという理由だけで迫害された者たちとで、その扱いは同等ではない。後者のユダヤ人犠牲者に対する援護は、オーストリアの善意によって行われる一種の施しだった。というのも1938年3月に独立を喪失したオーストリアは、国際法上、ナチ迫害の犠牲者に対し、国家としてはいかなる補償責任も負う立場にない、というのがオーストリア政府の見解だったからである。ナチ迫害の犠牲者に対する補償を扱う法が、公文書上は「補償」ではなく、一貫して「援護」と言われたのはそのためである。

にもかかわらず、西ドイツ同様、ナチ迫害の犠牲者を対象として特別の施しが必要であったのは、オーストリアは、自国のもう一つの顔に対する国際社会の目に、とりわけ国際的ユダヤ人組織の目とその背後にいるアメリカ政府の目に神経を使わざるをえなかったからである。1950年10月に1947年の援護法の第5次改正が可決されたのをふまえ、同法の実践的解説書を出した政府の省参事官トマシエクは、オーストリアにおける援護法成立の経緯を次のように振り返った。すなわち1945年の最初の援護法は、ナチに対する「能動的闘争の犠牲者」のみを対象とし、「政治的迫害の受動的犠牲者」を対象としておらず、この点でヨーロッパの他の文化国家の類似の法と比較して、後者に配慮しないオーストリアの援護法はきわめて片手落ちであった。「とりわけ反ユダヤ国家呼ばわりされることは、オーストリアの望むところではなかった」がゆえに、1947年の新法が作成される必要があった、というのである<sup>37)</sup>。

1947年の援護法は、期間をオーストリアにおいて議会制民主主義が停止された1933年3月6日からオーストリアがナチから解放される1945年5月9日まで  
に限り、そのあいだに発生した犠牲者を「自由にして民主的なオーストリア  
のための闘いの犠牲者」と「政治的迫害の犠牲者」に区別する。前者、すなわ  
ちトマシェクのいう「能動的闘争の犠牲者」とは、1945年の援護法の対象者  
とほぼ重なり(第1条第1項)、後者、すなわちトマシェクのいう「受動的犠牲  
者」とは、政治的理由により、あるいは人種的出自(*Abstammung*)、信仰もし  
くは民族を理由として、裁判、行政官庁(特に国家警察)の措置、もしくは  
その下部組織を含むナチ党による権利侵害によって重大なる損害を受けた者  
をいう。重大なる損害とは、生命の喪失、少なくとも3ヶ月にわたる自由の  
剥奪、健康上の損害、一定以上の収入の喪失、一定期間以上の勉学もしくは  
職業教育課程の停止等を意味する(第1条第2項)。能動的犠牲者であれ、受動  
的犠牲者であれ、犠牲者が死亡している場合、その犠牲者に生計を依存して  
いた遺族が援護の対象となった(第1条第3項)。さらに犠牲者が同法による援  
護を受けるためには、国籍条項をみたしていること、すなわち1938年3月13  
日にオーストリア国籍を持ち、かつ原則的に、同法による援護を申請する時  
点でオーストリア国籍を持っていなければならなかった(第1条第4項)<sup>38)</sup>。そ  
して、国籍条項をみたし、「自由にして民主的なオーストリアのための闘い  
の犠牲者」と認定された犠牲者ないしその遺族には、州政府の首長より「認  
定証書(*Amtsbescheinigung*)」が発行され、「政治的迫害の犠牲者」に該当する  
犠牲者ないしその遺族には、同様に「犠牲者証明書(*Opferausweis*)」が発行さ  
れることになる(第4条)。

しかし、援護法の施行段階で現実に前者の認定証書を手にするのができ  
たのは、1945年の援護法の場合と同様、明白な能動性を証明できる対ナチ抵  
抗組織等のメンバーに限られた。これに対して、「政治的迫害の犠牲者」と、  
いわゆる能動的犠牲者であっても受けた損害が軽度な者が手にしたのは、後  
者の犠牲者証明書のみである。しかも、その差は大きい。認定証書あるいは  
犠牲者証明書を持つ者は、ともに年金保険や傷害保険上の優遇措置、就職や  
住居の確保など、戦後の生活を再建する上でいくつかの優遇措置を受けるこ

とができたが、生活に困窮する犠牲者が最も望んだのは、現金すなわち生活保護費の給付であった。しかし、給付が受けられたのは認定証書を持つ者に限られたのである。

ホロコーストを生き延びたユダヤ人についていえば、ウィーンのユダヤ教徒のゲマインデ(信徒共同体)が把握している限りで、1945年12月31日現在、オーストリアを定住地としているユダヤ教徒の数は3,955人である。そのうち1,727人は強制収容所からの生還者、1,977人は、ナチ支配下のオーストリアで何らかの方法で身を隠し、いわゆるUボート(潜水艦)と呼ばれた者や、非ユダヤ人の配偶者を持つ者、2分の1ユダヤ人あるいは4分の1ユダヤ人、あるいはナチの協力者として強制収容所への移送を免れた者等であり、251人は、オーストリア国外でホロコーストを生き延び、終戦後早い時期に帰国した者たちであった<sup>39)</sup>。新援護法が可決された1947年について言えば、これもゲマインデが把握している限りで、1947年12月31日現在のウィーンのユダヤ教徒人口は8,769人である<sup>40)</sup>。強制収容所からの生還者たちは、しばしば家族のすべて、戦前の生活基盤のすべてを失い、収容所での虐待で身体も精神もぼろぼろになっていた。しかし、彼らは受動的犠牲者であり、にわかには生計の目処がたたない彼らが手にしたのは、彼らのあいだで紙切れ同然といわれた犠牲者証明書でしかない。ユダヤ人犠牲者の生活を助けたのは、ジョイントやユダヤ機関であった<sup>41)</sup>。

### 返還法

ナチによる剥奪財産の返還について言えば、1946年に「連邦あるいは連邦州の管理下におかれた剥奪財産の返還に関する1946年7月26日の連邦法(第1返還法)」<sup>42)</sup>が、次いで1947年に「オーストリア共和国所有の剥奪財産の返還に関する1947年2月6日の連邦法(第2返還法)」<sup>43)</sup>および「財産剥奪の無効に関する1947年2月6日の連邦法(第3返還法)」<sup>44)</sup>が可決された。法のタイトルが示すとおり、第1返還法と第2返還法は、国家管理あるいは国家所有となっている剥奪財産の返還を扱い、第3返還法は、おもに個人所有となっている剥奪財産の返還について定めている。このうち最も処理が難航したのは、第3返

還法が扱うケース、すなわちアリズールとナチ迫害の犠牲者が直接対決することになったケースである。

そのさい第3返還法の最大の問題点は、たとえばユダヤ人所有の店舗のアーリア化にさいしてアリズールからユダヤ人犠牲者に店舗の買い取り代金が支払われた場合、店舗を取り戻すにあたって犠牲者は、支払われた代金のうちから「その処分が彼の自由に委ねられた額」(その上限は支払われた代金の額)をアリズールに返さなければならなかったことである(第5条および第6条)。そもそもアーリア化にさいしてアリズールから支払われた代金は、直接ユダヤ人犠牲者の手に渡ったわけではない。代金はすべて封鎖口座に払い込まれ、犠牲者がこの口座から引き出すことができたのは、毎月のわずかな生活費のみである。さらにこの口座からは、ユダヤ人財産税が引かれ、亡命のさいには帝国逃亡税が引かれるといった具合に、ユダヤ人のみに課せられた差別税が引き落とされた上、ユダヤ人が亡命先に持参することを許された金額も限られていた。その上で封鎖口座に残った金額は、国家が没収したのである。このような状況の下で「その処分が彼の自由に委ねられた額」とは、何を意味するのか。いずれにせよ第3返還法は、金を払って剥奪された財産を買い戻すことを犠牲者に求めており、このことはアリズールの側に有利に働いた。というのも強制収容所から生還したユダヤ人や、亡命先から帰国したユダヤ人がまとまった資金を持っていたわけではないからである。オーストリアは、国家としてナチ迫害に責任を負う義務はないとの立場を貫き、アーリア化の犠牲者に対して国家からの資金の融通等の措置はとられなかった。そのため買い戻し金を用意できない者は、自力でクレジットを組むか、あるいは、取り戻すべき権利のある財産を足元を見透かされた金額で売りに出すしかなく、結局それをもとのアリズールが今度は合法的に買い取るという、冗談にもならない事態が生じたのである。また、アリズールが剥奪した財産を正当な相場と手続き踏んで転売していた場合、誰に、いくらで、どのように返還を請求できるのか、容易に決着がつかなかった。そして時間がかかればかかるほど、剥奪財産の返還は、ナチ迫害の犠牲者の生活再建には役立たなかった。



さらに、ついに返還法によっては解決されず、ナチ迫害の犠牲者たちを深く傷つけることになったのが、粗野なアーリア化が横行した住居の返還問題であった。終戦後に再建されたウィーンのユダヤ教徒のゲマインデの初代会長に選出されたダーフィット・ブリルは、おもに亡命ユダヤ人を読者とするニューヨークの週刊新聞『アウフバウ[再建]』の1946年7月12日号で、「オーストリアのユダヤ人は権利を求めると題し、次のように嘆く。「考えてもみてほしい。1938年のウィーンには18万5000人のユダヤ人がおり、6万以上の住居がユダヤ人のものだった。現在ウィーンにいるユダヤ人は5,000人で、この5,000人のためにわれわれが必要としている住居はせいぜい1,000戸にすぎない。われわれは、ウィーンで、もとのわれわれの住居のほんの一部だけを要求しているのであって、これが控えめな要求でなくて何であろうか。」<sup>45)</sup>

第3返還法は、かつての借家人の権利の回復については明確に規定していない。政府は、住むところのないユダヤ人に対して元ナチ党員に住居を明け渡させ、ユダヤ教徒のゲマインデの度重なる要請に応じて、強制収容所や亡命先から帰還した者たちの一時滞在所としてホテルを開放するなどの措置をとったが、それ以上、住居の返還問題に深入りすることには及び腰であった。というのも政府には、ブリルのいう1,000戸の住居から追い出された「アーリア人」に対して別の住居を手当てできる見通しはなかったからである。結局、ウィーンに帰還したユダヤ人たちは、かつて自分たちが追い出された家にアリゾールが住み続けているのを見せつけられながら、ゲマインデやユダヤ人の援助団体が用意した簡易宿泊施設に長期に渡って住むことを余儀なくされた。

終戦直後は、戦傷病者も戦争遺族も、とにかく国民全体が満足な住居もなく飢えに苦しんでいた。その当時の犠牲者援護法やオーストリア政府の取り組みを取り上げ、その援護の貧しさをもってオーストリアを批判するのは不当であろう。事実、援護法は、戦後のオーストリア社会が落ち着きを取り戻し、経済復興が進むのと並行して改正が重ねられ、その適用対象が拡大されると同時に援護内容の充実もはかられた。しかし、ことは金だけの問題だったのだろうか。

敗戦は、ナチ迫害の犠牲者にとっては解放であったが、多くのオーストリア国民の感じ方は違っていた。彼らは瓦礫の山と化したウィーンを目の当たりにし、オーストリア人がドイツ国防軍の一員であったことを忘れて、自分たちはナチの戦争の犠牲者であるという意識を強めた。それどころか、かつてナチ党员として小さな利得を享受した者たちまでが、戦後の脱ナチ化法で職場を追われ、剥奪財産の返還を迫られると、今度は、自分たちも犠牲者だと名乗りはじめたのである。同じく『アウフバウ』の1947年3月21日号に掲載された「オーストリアは飢え、凍え、待っている」と題するエッセイは、当時のオーストリア社会の雰囲気や次のように伝えている。

オーストリア人は、なぜ自分たちがこのような惨めな状況に立ちいたったのかわかっていない。「彼らは、本気で自分たちはナチズムの最初の犠牲者だと考えている。彼らは、合邦のとき、オーストリア人の大部分がドイツ人を大歓迎したことを本当に忘れてしまったのだ。もはや彼らは、ドイツよりも古く、一時はドイツよりも強力なオーストリア・ナチズムが存在したこと、またオーストリア国民がナチ支配に抵抗して行ったことは、ドイツ国民がしたことと同程度でしかなかったということを知りもしない。

今日、彼らにそれらすべてのことを思い出させることに意味があるだろうか。ないに違いない。というのも第1に、彼らは理解せず、認めようとしないうらうし、第2に、現在の空腹と寒さを不当な運命と見なすより、それを罪に対する罰だと感じれば、それで苦痛が和らぐというわけではないからだ<sup>46)</sup>。]

このような状況下では、ナチ迫害の犠牲者に対してオーストリア国民はしばしば加害者でもあった、という自覚は生まれようもなかった。その後のナチ迫害の犠牲者に対する援護の拡充にもかかわらず、オーストリアがなぜナチ迫害の犠牲者に対して援護——実質的には補償——を行わなければならないのか、その必然性の認識は曖昧にされたままであった。

## (2) 国外の犠牲者と相続人不在の財産

### 対オーストリア・ユダヤ請求会議

終戦後のオーストリアのユダヤ人には、アメリカやイスラエルなど他国へ移住する者もいれば、亡命先から帰国した者もあり、また帰国者たちの一部は再び他国へと移住していった。合邦以前は、ユダヤ教徒はすべてユダヤ教徒のゲマインデに所属することを義務づけられ、ゲマインデが、ユダヤ教徒の出生、死亡、改宗その他に伴うユダヤ教徒人口の推移を統計的に把握していた。合邦以前のオーストリアにおけるユダヤ人口とは、一般にこのユダヤ教徒人口を意味する。しかし、戦後はゲマインデに所属する義務がなくなり、ユダヤ人口の把握はきわめて困難になる。1955年に発行されたウィーンのゲマインデの活動報告書によれば、1954年12月31日現在でウィーンのゲマインデに登録されているユダヤ人は、オーストリア国籍を持つ者とそうでない者を合わせて9,123人である<sup>47)</sup>。この数字には、ニーダーエスターライヒおよびブルゲンラント北部のユダヤ人も含まれている。その他、ウィーン以外のグラーツ、インスブルック、リンツ、ザルツブルクのゲマインデが把握しているユダヤ人口は、1954年10月でわずか847人にすぎない<sup>48)</sup>。これ以外にもオーストリアには、ゲマインデが把握していないユダヤ人が少なからずいたであろうが、それを合わせたとしても、戦前のユダヤ人口に遠くおよばないことだけは確かである。合邦後、終戦までにオーストリアから出て行った約13万人<sup>49)</sup>のユダヤ人のほとんどは、戦後、もはやオーストリアにもどってこなかった<sup>50)</sup>。

彼らはオーストリアを去るとき、持てる財産のほとんどを残し、それまで積み立ててきた年金保険のすべて、築き上げたキャリアのすべてを失い、言葉もままならぬ異国で援助団体の支援に頼りつつ、一から生活をやり直さなければならなかった。そして、それが軌道に乗ったとしても、必ずしも以前の生活水準や社会的地位を回復できたわけではなく、年齢が高ければ高いほど、亡命先の社会に適應することすら困難だった。彼らの多くはオーストリアを去るときにオーストリア国籍を失い、そのまま無国籍に留まるか、ある時点で亡命先の国籍を取得した者も多い。オーストリアの犠牲者援護法の枠

外に放置された彼らに対する補償はどうなるのか<sup>50</sup>。

犠牲者援護法が称えた対ナチ抵抗運動の英雄には、少なからぬ共産主義者が含まれていた。第二次世界大戦後、冷戦体制の輪郭が明らかになるにつれ、彼らに対する人びとの目も変わったが、ユダヤ人亡命者に対するオーストリア国民の目は、別の意味で冷淡だった。飢えに苦しみ、空爆に怯え、敗戦の衝撃に打ちのめされたオーストリア国民は、亡命者が事実上、追放された者たちだったことを忘れた。戦争中、亡命者は外国でよい暮らしをしていたではないか、貧しいオーストリアが、なぜ豊かなアメリカに暮らす彼らに金をやらなければならないのか、というのである。しかも戦後オーストリアのユダヤ人口を見れば、犠牲者援護法の対象となるユダヤ人の数は高が知れているのに対し、国外のナチ迫害の犠牲者の数は、その数倍に上るのである。

しかし、戦後オーストリアがいかに犠牲者の立場を主張しようと、ナチ迫害に関して、国際的ユダヤ人団体はオーストリアをナチ・ドイツの共犯者と見なしていた。彼らはオーストリアに、オーストリアから追放されたユダヤ人が被った損害に対する補償を要求すると同時に、相続人不在のユダヤ人財産の返還を要求した。ナチ迫害におけるユダヤ人犠牲者の特徴は、他の犠牲者と異なり、ホロコーストによってしばしば一族が一人残らず死滅したことにあった。ヨーロッパ諸国の法律によれば、相続人不在の財産はその財産が存在している国家の国庫にはいる。しかし、死滅したユダヤ人一族の財産が、その殺害に直接あるいは間接的にかかわった国家に帰属することは、ユダヤ人には道義的に容認しがたい。相続人不在の財産の問題は、すでに戦争中からアメリカ、イギリス等のユダヤ人団体によって認識されており、戦後ドイツの西側占領地域では、事実、相続人不在のユダヤ人財産の国庫帰属が停止された。そして死亡した財産所有者にかわって財産の返還を請求し、返還された財産を管理する組織として、アメリカ占領地区では1948年6月に「ユダヤ人返還継承組織」が、イギリス占領地区では1950年8月に「ユダヤ信託法人」が、フランス占領地区では1952年3月に「ユダヤ信託法人フランス部門」が認可された。これら諸組織は、相続人不在のユダヤ人財産を調査し、その返還を請求し、財産の返還後はそれらを売却して現金化し、収益は、ジョイント

やユダヤ機関等、ホロコースト生存者の援助団体に分配された<sup>52)</sup>。

亡命ユダヤ人を含むナチ迫害のユダヤ人犠牲者に対する補償交渉は、西ドイツについては1951年に設立された国際組織であるユダヤ請求会議があつたが、オーストリアに対しては、1952年、ニューヨークに本部をおく「対オーストリア・ユダヤ請求委員会」(以下、対オーストリア請求委員会と略記)が設立された。委員会は、上記のユダヤ請求会議にも参加する国際的ユダヤ人団体とオーストリアから亡命したユダヤ人の組織が、オーストリア政府との交渉を効果的に進めるために合同して成立したものである。他方、オーストリア国内では、1953年4月12日、オーストリア各地のユダヤ教徒のゲマインデを束ねる組織として、「オーストリア・イスラエル教徒ゲマインデ連合」が設立された。こうして国内外の体制が整ったところで、対オーストリア請求委員会は、1953年6月、オーストリア政府と直接交渉にあたる執行委員会を立ち上げ、両者の交渉が開始されることになる。執行委員会の議長職に就いたのは、ユダヤ請求会議を率いるゴルトマンである。交渉の要点は、①ナチ迫害の犠牲者に対する補償において、オーストリアから追放されたユダヤ人に対する差別的な扱いをやめること、②個人が受けた財産上の損失に対して補償を行うこと、③相続人不在の財産の返還、におかれた。

しかし、執行委員会の委員の1人であったイェリネクの回顧録<sup>53)</sup>を見ると、以後1961年まで中断をはさみつつ延々と続いた交渉で、ユダヤ人にとって、オーストリア政府の態度は誠実とは言いかねるものであった。オーストリア政府は、対オーストリア請求委員会の背後にいるアメリカ政府の顔色をうかがい、執行委員会に対して交渉のたびに前向きな対処を約束しながら、それを実現することなく交渉を引き延ばせるだけ引き延ばした。そこには、第一にオーストリアの財政難があったことは否めないものの、ユダヤ人に対する補償に先立って着々と進められたのが、いわゆる元ナチに対する恩赦だったからである。

### オーストリアの脱ナチ化

オーストリアにおける脱ナチ化は、1945年4月27日の独立回復宣言と同日

に公表された政府声明で実施が明言され、その後ただちにレンナー政府によって最初の脱ナチ化法「国家社会主義ドイツ労働者党の禁止に関する1945年5月8日の基本法(Verfassungsgesetz)」<sup>54)</sup>(通称、禁止法)が公布された。同法は第1条で、組織としてのナチ党およびその下部組織あるいは関連組織の解体と再結成を禁止し、第2条で、オーストリア国内に正規に居住している者あるいは継続的に滞在している者で、1933年7月1日から1945年4月27日までのあいだ、上記の党あるいは諸組織にかかわった者に対して届け出を義務づけている。しかし、すでに述べたように、当時のレンナーの臨時政府の権威が承認されたのは、ウィーンを含むソ連の占領地域のみであった。禁止法がオーストリア全土で効力を持つのは、1945年11月25日の初の国会議員選挙後、1946年2月5日からである<sup>55)</sup>。そして1946年9月15日の報告書によれば、禁止法に基づいて届け出た元ナチは、53万6662人にのぼった<sup>56)</sup>。

1945年の禁止法で可罰とされた行為に対する判決は、オーストリアの通常の法廷ではなく、人民法廷<sup>57)</sup>と称された特別法廷に委ねられた(第24条)。しかし、これら元ナチに対する処分の決定は遅々として捗らなかった。というのも禁止法は第6条に例外規定を設け、ナチの諸組織に所属した者であっても、たとえばそのことを「悪用」しなかった者に対して処罰を免れる可能性を認めていた(第27条)。そのため届け出リストに登録された元ナチの実に85%から90%にのぼる者たちが、この「悪用」という幅広い解釈の余地を残した例外規定の適用を求めて奔走し<sup>58)</sup>、禁止法の執行を麻痺状態に追い込んだからである。

そのためオーストリア政府は、元ナチの行為を個人別に審査する方式をやめ、ナチ体制においてそれぞれの組織や組織内の地位が果たした機能の重要性を勘案しながら、それに属した者たちをランク付けし、集団的に審査する方式に切り替える。そして、元ナチを大きく「ナチへの関与が重度の者」と「ナチへの関与が軽度の者」に二分し、後者については、早急な社会復帰をはかることにした。しかし、元ナチ問題の穏便解決をめざす政府の脱ナチ化法案は、1946年7月の国民議会で可決されたものの、オーストリアを監督する立場にあった四連合国の連合国評議会は、法案の承認を拒否する。連合国

評議会は、元ナチとして届け出義務を負う者の範囲の拡大と届け出を免除される者の範囲の縮小、刑の執行を免除される者の範囲の縮小、「ナチへの関与が軽度の者」に対する量刑を重くするなど、元ナチに対してオーストリア政府より厳しい処罰を求め、50箇所の変更を施して法案を国民議会に差し戻した。連合国に脱ナチ化の徹底が認められなければオーストリアの占領状態の終結はありえず、国民議会には、連合国案を受け入れる以外の選択肢はなかった。その結果成立したのが、「国家社会主義者の取り扱いに関する1947年2月6日の連邦基本法(国家社会主義者法)」<sup>59)</sup>(通称、脱ナチ化法)である。

1947年の脱ナチ化法は、オーストリアの巷では、誰も望まぬ法あるいは連合国に押しつけられた法と言われた。ザルツブルクでヘルバート・クラウスを中心に、元ナチたちが創刊した雑誌『報告と情報』の1947年10月10日号は、当誌による調査として次のような数字を掲げる。すなわち、この法の廃止を求めている人びとが47.7%、部分的改正を求めている人びとが41%おり、元ナチたちに対して厳格な処罰を求めている人びとは9.2%しかおらず、85.3%の人びとは、元ナチを社会に受け入れることを望んでいるというのである<sup>60)</sup>。実際に脱ナチ化法は、執行の過程でなし崩し的に無力化された。人民法廷でも、元ナチに対して厳しい判決が下ったのは1947年までである。1948年4月1日現在、総人口705万7140人のオーストリアで、元ナチとして登録された者は53万535人(7.5%)にのぼる。これだけの者たちがいつまでも不完全な市民権しか認められない二級国民の地位にあることは、国家にとって憂慮すべき問題だったからである。オーストリア国民議会は、1948年4月21日、元ナチのうち、ナチへの関与が軽度と分類された48万7067人を対象とする恩赦を可決、四連合国も、ナチへの関与が重度と分類された4万3468人に対する厳格な処分の早期実施を条件として、これを了承した<sup>61)</sup>。これによって1949年の国民議会選挙では、大量の元ナチが選挙権を回復することになった。

選挙に向けてクラウスは、元ナチや、その他、社会党と国民党に指導される戦後オーストリアの政治に不満を持つ者たちを集め、自分たちの利害を代表する政党として「独立者同盟」を結成した。1952年には、重度の関与者に対する恩赦も実現する<sup>62)</sup>。そして、ユダヤ人にとっては苦々しいことに、

オーストリア政府が対オーストリア請求委員会との交渉を引き延ばしていたあいだ、市民権を回復した元ナチたちは、政府に対し、彼らが受けた年金請求権の停止や家屋の剥奪等の処罰に対する過酷緩和措置を要求し、事実、要求を実現させていったのである。元ナチから取り上げられ、ユダヤ人に明け渡された住居は、しばしばアーリア化された住居だったが、こうした「過酷な」処罰を緩和するための「補償」が実施され、また、元ナチの年金受給が回復されてみれば、特に軽度の元ナチたちにとって、脱ナチ化の影響は、結局、いかほどでもなかった。ホロコーストの犠牲者たちの破壊された人生は、いくら補償金を積まれても元には戻らない。しかし、亡命ユダヤ人から突きつけられた補償要求に対して世論が反発し、オーストリアの選挙でユダヤ人票がまったく影響力を持ちえないのに対し、元ナチの票の行方は無視しえないものがあつた。

#### 援助基金と集積所

ようやく対オーストリア請求委員会とオーストリア政府の交渉の成果として、政府が犠牲者援護法の適用対象とならない「外国に定住している政治的被害者の援助のための基金」の設立を決定したのは、1956年1月18日である<sup>63)</sup>。基金の規模は5億5000万シリングで、援助の受給資格を持つのは、1938年3月13日現在でオーストリア国籍を持つか、それ以前に少なくとも10年にわたってオーストリアに定住していた者で、1957年6月11日までに申請を行った者である。申請を認められた者には、迫害あるいは被害の程度に応じて5,000シリングから3万シリングのあいだで1回限りの援助金が支払われた。基金は、約3万人の申請者に対して1962年までに支払いを完了している。

他方、オーストリアが対オーストリア請求委員会の要求の②と③の実現に本腰を入れるのは、1955年5月15日にソ連、イギリス、アメリカ、フランスの四国とオーストリアのあいだで調印された「独立の民主的オーストリアの再建に関する国家条約」<sup>64)</sup>によってそれを義務づけられてからである。

オーストリアの国家主権を回復するこの条約の締結交渉において、ソ連は、1943年のモスクワ宣言の最後で言われたように、オーストリアがドイツ第三



帝国の一部として戦争に参加したことから発生する「責任」を負うべきことを主張し、条約前文にそれを明記するよう求めた。しかし、ソ連は最終段階でこの主張を取り下げ、条約は、交戦国間で交わされる平和条約ではなく、国家条約として締結される。条約から「責任」の文言が落とされたことにより、オーストリア政府が一貫して主張してきた犠牲者の立場が国際的承認を得たことは、戦後オーストリア外交の成果と評価される。

しかし、だからといってオーストリアの立場が、ナチ・ドイツに軍事占領された諸国と同等ではないことも明らかであろう。国家条約は、第23条第3項において、オーストリアは、1938年3月13日より以前に発生した請求権や取得された権利を除き、1945年5月8日において未払いのドイツおよびドイツ国民に対するすべての請求権を放棄するものとしている。またナチ迫害の犠牲者に対して、第26条第1項は、所有者の人種あるいは宗教を理由として剥奪あるいは侵害された財産、権利、利益等に対して、返還、再建あるいは両者が不可能な場合には損害賠償を行うことを求めており、第2項は、人種、宗教、その他のナチのイデオロギーに基づいて剥奪ないし侵害された個人、組織、共同体の財産、権利、利益等で相続人が不在のものについて、オーストリアが、それらをナチ迫害の犠牲者に対する援助あるいは補償の費用として使用する組織を設立するよう求めていた。

西ドイツとオーストリアの関係について言えば、西ドイツは、国際的ユダヤ人団体と同様、オーストリアはナチ迫害に関してナチ・ドイツと共犯関係にあったと見なしており、したがって、オーストリアのナチ迫害の犠牲者に対する補償はオーストリア独自の責任という見解をとっていた。西ドイツ政府は、1955年の国家条約の第23条によって、オーストリアはドイツに対する損害賠償請求権も連邦補償法による補償の請求権も放棄したものと解釈し、西ドイツの連邦補償法は、1938年にドイツに合邦されたオーストリアの国民を法の適用対象に含んでいない。連邦補償法による補償の受給資格を持つのは、原則的に、1952年12月31日現在で連邦補償法の適用地域内に住所または居所をおいているか、1952年12月30日以前に国外に出た者については、その最後の住所または居所が1937年12月31日当時のドイツ帝国の領内にあった者

である。さらに西ドイツは、上記の連邦補償法の属地主義原則によって補償を受けることができないナチ迫害の犠牲者のために、1952年9月10日、イスラエルとのあいだにルクセンブルク協定を、また同日、ユダヤ請求会議とのあいだで第二ハーグ議定書を交わした他、1959年から1961年にかけて、ルクセンブルクなど11カ国と一括補償協定を結んだが、オーストリアはこのような協定の対象と見なされてはいなかった。

ところがオーストリア政府の1955年の国家条約の条文解釈は、西ドイツとは異なるものであった。すなわちオーストリアは西ドイツに対し、11カ国に対して実施されたのと同様の補償協定の締結を求めたのである。そして、結局、西ドイツがオーストリアの要求をのむ形で調印されたのが、通例、両国に交渉の場を提供した街の名を冠して呼ばれる1961年11月27日のクロイツナハ条約、正式名称「移住者、被迫害者の損害の調整、その他の財政上の問題ならびに社会的領域から発生する問題に関するオーストリア共和国とドイツ連邦共和国間の条約」<sup>69)</sup>である。

まず相続人不在の財産についていえば、オーストリアは1955年の国家条約の第26条第2項を受けて、1957年3月13日、集積所(Sammelstelle)AとBの設立を決定する。集積所といっても場所ではなく、失われた相続人あるいは財産の返還請求権者にかわり、剥奪された財産の返還請求と回収を行う法人格であり、集積所Aは、1937年12月31日現在でユダヤ教徒のゲマインデに所属していた者たちを代表し、集積所Bは、同時点上記のゲマインデに所属していない者たちを代表する。たとえばキリスト教に改宗していたユダヤ人はBの対象となった。集積所は、集積所に返還された不動産あるいは動産等の財産を速やかに売却し、1967年12月31日時点で約3億2000万シリングを作り出した。この金額は、1962年4月5日の法によって集積所AとBに8対2の割合で分配され、それぞれナチ迫害の犠牲者個人への援助やユダヤ人共同の社会福祉に使用された。この集積所に関連して西ドイツとオーストリアのあいだで問題となったのが、オーストリアで剥奪され、ドイツへと持ち去られた相続人不在の財産の扱いである。西ドイツは、はじめ、このような財産に対する損害賠償を拒んだが、結局クロイツナハ条約の第13条で、西ドイツがオースト

リアに対し、一括して600万マルクを支払うことで決着した。

これに対して、1955年の国家条約第26条第1項の実現にあたっては、オーストリアでははじめから西ドイツによる分担金の支払いが期待されていた。オーストリアは、1938年3月13日から1945年5月8日のあいだに、オーストリアの犠牲者援護法でいうところの「政治的迫害の犠牲者」が、銀行預金、有価証券、現金等で受けた損失を補償するため、1961年3月22日に補償基金法を可決し、基金のために600万米ドル(1億5522万シリング)を用意したが、この法は、クロイツナハ条約の調印を待ってはじめて発効する。すなわちクロイツナハ条約の第12条において西ドイツは、オーストリア政府に対し、犠牲者援護法の第12次改正によって発生する費用ならびに上記の補償基金にかかる費用と、先に述べた1956年の「外国に定住している政治的被害者の援助のための基金」に続く新基金の設立にかかる費用を補うため、総額9,500万マルクを支払うことを約束したのである。

新基金は、オーストリア国外にいる政治的被害者が被った職業上の損害あるいは職業教育、職業訓練等の中断によって生じた損失に対する補償を目的とする。オーストリア国内の犠牲者に対する同種の補償には、1961年3月22日の犠牲者援護法の第12次改正が対応し、またこの改正によって援護の対象者は、ゲッターその他に収容された者やユダヤの星の徴をつけることを強制された者にも拡大された。相続人不在の剥奪財産問題の解決、1961年の補償基金法、オーストリア国外にいる犠牲者に対する新旧二つの援助基金の設立、犠牲者援護法の第12次改正によって、ユダヤ人犠牲者たちが要求し続けた補償は、補償項目の点ではほぼ満たされることになったが<sup>66)</sup>、その実現のためにオーストリアは、西ドイツからとれるだけの金額は取ったと言えるだろう。

### おわりに

1986年のヴァルトハイム事件でオーストリアのもう一つの顔が暴露されたとき、溜飲を下げたドイツ人も少なくなかったといわれる。もちろんこれは、ドイツがとるべき態度ではなかったし、こうしてオーストリアの戦後補償の

歩みをまとめてみると、犠牲者オーストリアは、もう一人のオーストリアが犯した過ちを償わなかったわけでなかった。しかし、すでに起こったことを、それが起こらなかった状態にもどすことはできない。迫害によって死亡した者は生き返らず、破壊された人生、破壊された健康、失われた財産は、いくら手厚い補償によっても元に戻すことはできない。そもそもナチ迫害によって生じた損害を通常の民法上の損害賠償のように、それに見合った額で補償することは不可能である。西ドイツの連邦補償法においても、オーストリアの犠牲者援護法においても、補償は、発生した損害に対する一定程度の埋め合わせにすぎず、また同時に、経済的に困窮する迫害の犠牲者やその遺族に対する生活保護の意味を持つものである。

また、オーストリアにおける脱ナチ化は不徹底であったと批判されるが、オーストリアに限らず、完全な脱ナチ化もまた不可能である。脱ナチ化法によってナチ時代が存在しなかったことにすることはできず、元ナチの過去を洗い流して白紙にもどすことはできない。遅かれ早かれ元ナチの戦後社会への統合は、脱ナチ化法にはじめから織り込み済みの結末でなければならなかった。そうであってみれば、ナチ迫害の犠牲者に対して償いきれないものを補うのは、補償に込められた精神ということになるだろう。そして、戦後オーストリアにおいて貧弱だったのは、補償の内容というより、その精神である。

第二次世界大戦後の国際社会において、ドイツに対するまなざしにはきわめて厳しいものがあつた。反ユダヤ主義の克服は、ドイツの民主化の程度をはかる一つの尺度と見なされ、ドイツには国際社会の監視の目が注がれたのに対し、オーストリアはドイツの陰に隠れて、とやかく言われることを免れてきた。犠牲者オーストリアの立場とは矛盾する過去の反ユダヤ主義の検証や、それを克服するための啓蒙的活動は、教育の場でも一般社会でも、積極的に行われることはなかった。それどころか、ホロコーストの犠牲者によって繰り返された補償要求は、オーストリア国民のあいだに、自分たちはユダヤ人の犠牲者であるという転倒した感情さえ発生させた。そのためヴァルトハイム事件をきっかけとする、たとえば「はじめに」で取り上げたナイトの

ようなオーストリア批判に対して、オーストリアは、義務を果たしただけと逃げるか、「あきれかえる」と切り捨てる以外に、過去の克服に関して自己を前向きに語りうる言葉を持たなかったのである。

ヴァルトハイム事件でオーストリアの対外的イメージが著しく傷つけられた後、その回復を目的として1988年、首相府は『特定の政治、信仰あるいは人種的出自による被被害者のための1945年以後のオーストリア共和国の措置』と題する小冊子を発行した。そこで繰り返されたのも、相変わらず犠牲者オーストリアの立場である。

すなわち小冊子は、その前書きでモスクワ宣言等をふまえつつ、オーストリアは「ヒトラーの侵略の最初の犠牲者」であったとし、さらに次のように述べる。

「次のこともまた重要であると思われる。すなわち1955年5月の国家条約交渉において、調印にのぞんだ四連合国はすべて、オーストリアのいわゆる『共同責任条項』の削除に同意したのである。このことこそ、オーストリアが、ナチ体制の政治、信仰あるいは人種的出自による被被害者に対する不法行為の補償に関して、原則的には義務を負うことができない理由である。というのも、国際法の一般原則によれば、不法は、それを引き起こした者によって償われるべきだからである。オーストリアはまた、旧ドイツ帝国の法的継承国でもない。

しかしながらオーストリアは、国家社会主義の被被害者に対して加えられた重大な不法と苦しみに鑑みて、かつての被被害者の運命を緩和するため、ナチの権力によって剥奪された財産の返還のみならず、財政的な給付を引き受け、またその他の法的措置を講じることを道徳的義務であると見なした。」

前書きに続いて小冊子は、返還法や、改正に改正を重ねられた犠牲者援護法、国外の犠牲者に対する援助基金など、オーストリアが実施してきた戦後補償の成果を列挙し、その上で、オーストリアが補償を行ったすべての損害に対してオーストリアには責任がないことを考えれば、オーストリアの措置は不十分とは言えないとする。そして最後に、補償の受給者の圧倒的多数はユダヤ人であったことを強調して小冊子を締めくくっている<sup>67)</sup>。犠牲者に対

する謝罪の言葉はない。

しかし、この小冊子が発行された1988年は、合邦および11月ポグロム50周年の節目の年にあたり、オーストリアにおいて本格的な過去の克服の取り組みが始まった年でもある。

オーストリアでは、第一共和国の建国に始まるオーストリアの現代史、とりわけ1933年の国民議会の閉鎖、1934年2月の内戦、合邦から終戦にいたるまでの歴史は、第2節の(1)でも述べたように、社会党、国民党の現役の政治家や活動家にも、元ナチたちにも、その他多くの国民にとっても痛みをともなうがゆえに、誰もがふれることをためらう研究上の空白であった。当然ながらこの傾向は、近藤氏の詳細な分析によれば<sup>60)</sup>、オーストリアの初等、中等教育における歴史教育で現代史の学習が占める比重の軽さに反映し、また1938年の合邦以降の歴史では、犠牲者オーストリアの立場と矛盾する事実は長らく教えられることがなかった。しかし1988年を境として、オーストリアの現代史研究や、オーストリアにおける過去の反ユダヤ主義を検証し、それを克服しようとする取り組みは、その量、質ともに充実しはじめる。歴史教育においても、1988年の教育課程の改正をふまえた1990年代の教科書では、合邦に対する当時のオーストリア国民の両義的な態度や、ユダヤ人に対する迫害の詳細が記述されるようになる。

以下は、日本でいえば高校で使用される歴史教科書の一冊『時代のすがた8』（筆者の手元にあるのは2006年版）で、戦後オーストリアの脱ナチ化問題の関連資料として掲載された1991年のオーストリア首相フランツキの国会演説である。教科書の説明文の見出しは「犠牲者だけではなく執行者でもあった」となっている。

「オーストリアが1938年3月に恐ろしい結果をともなう軍事的侵略の犠牲になったことについては、議論の余地がありません。すなわち、ただちに開始された迫害によって、わが国の数十万もの人びとが監獄や強制収容所に送られ、ナチ体制の殺人マシンに引き渡され、また亡命や移住を余儀なくされました。〔中略〕しかしながら、合邦を歓迎し、ナチ体制を支持し、そのヒエラルヒーの多くの部署でそれを支えたオーストリア人も大勢いたのです。

多くのオーストリア人が、第三帝国の抑圧的措置や迫害に加担し、一部の者は重要な地位についてもいました。今日といえども、わが同胞たちの行為に対する道徳的共同責任を無視することはできません。〔中略〕 私たちは、私たちの歴史のあらゆるデータを、善いことも悪いことも、私たちのあらゆる国民がしたことをそれとして認めます。そして私たちは、善き行いを私たちのものとして要求すると同時に、悪しき行いについては——生き抜かれた方々に、また死者の遺族の方々に対して——それを謝罪しなければなりません。〕<sup>69)</sup>

この演説によって、戦後オーストリア政府は、はじめて国民議会という公式の場でナチ迫害の犠牲者に対するオーストリアの責任を認め、謝罪したのだが、やはり遅すぎた感は否めない。

紙幅の関係上、1988年以降に遅まきながら始まったオーストリアにおける過去の克服の詳細を述べることはできないが、1点だけ紹介しておきたい。1990年代のアメリカで、ナチ時代に人権侵害や強制労働に関与したドイツの企業に対して団体訴訟(クラス・アクション)の波が起こった。この訴訟は、強制労働に対する補償問題や、ナチによってあくどく収奪された財産の大きさに対してあらためて国際的関心を高めることになり、オーストリアでは1998年10月1日、歴史家委員会の設置が決定された。その目的は、1938年から1945年までに行われた財産、権利等のアーリア化あるいは剥奪の実態の調査、1945年以降に実施されたそれら財産・権利等の返還ないし補償の実態の調査であり、戦争中の強制労働の実態調査もこの委員会の任務とされた。委員会の委員には外国人の専門家も含まれ、ヤンコヴィツチュの癩に障ったナイトもその1人である。歴史家委員会の調査結果は、2003年2月にインターネット上で公表され、2004年末までに全32巻(49冊)として刊行された<sup>70)</sup>。

1993年に私がウィーンで在外研究に従事した当時は、まだホロコースト第1世代へのインタビューが可能であった。しかし、いまでは戦後補償問題に関して直接話を聞くことができるのは、第2世代か、ごく幼少期にホロコーストを体験した人びと、すなわち第1世代ではあるが記憶の点では実質的に第2世代に属する年齢の人々である。そのなかで、まさに合邦の年にウィー

ンで生まれた知り合いのユダヤ人女性の言葉は、私の胸に深く残った。

「いまのオーストリアは私たちのためにいろいろしてくれるけど、遅かった。ナチのために惨めな思いをした両親たちは、いまのオーストリアを見ることなく、戦後も惨めな思いのまま死んでいった。」

●注

- 1) 1987年4月27日、アメリカの司法省と国務省は、オーストリア大統領ヴァルトハイムを戦争犯罪容疑者と認定し、アメリカへの入国を拒否する人物として入国監視リストに登録した。対応に苦慮したオーストリア政府は、ヴァルトハイムの潔白を証明するため、スイスの軍事史研究者クルツを委員長とする国際歴史家委員会を立ち上げる。委員会は9月1日から調査を開始し、翌年2月8日に209ページからなる調査報告書を提出した。委員会の結論は、ヴァルトハイムは、バルカンにおける戦争犯罪に関して直接手を下した犯罪人ではないが、それらを十分に知り、その不法を認識しうる立場にあり、それゆえヴァルトハイムは不法に対する共同責任を免れない、というものであった。
- 2) The Waldheim context: Austria and Nazism, in: *The Times Literary Supplement*, No. 4357, October 3, 1986, p. 1083 - 1084.
- 3) ヤンコヴィッチュの書簡とラートコルプ氏(現在、ウィーンのルートヴィヒ・ボルツマン研究所研究員)の返書については、ウィーン大学オーストリア史研究所正教授ヴィンケルバウアー氏を介して、ラートコルプ氏御本人からコピーをいただいた。この場を借りてご兩人に御礼を申し上げたい。
- 4) 1985年5月8日のヴァイツゼッカー大統領の演説は、永井清彦氏により邦訳されている。(『荒れ野の40年』岩波ブックレットNo. 55, 1986年。)
- 5) 1991年にオーストリア社会民主党と改名された。
- 6) 以上、オーストリア第二共和国成立の経緯については、矢田俊隆『オーストリア現代史の教訓』(刀水書房, 1995年)の第6章第2節以下に詳しい。
- 7) *Staatsgesetzblatt für die Republik Österreich* (以下SGBl.と略記), Jg. 1945, Nr. 1.
- 8) Gerald Stourzh, *Geschichte des Staatsvertrages 1945 - 1955*, Graz/Wien/ Köln 1985, Dokumententeil, S. 214. 合邦の成立は、正しくは3月13日である。
- 9) Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), „Anschluß“ 1938. *Eine Dokumentation*, Wien 1988, S. 467.



- 10) 拙著『ウィーンのユダヤ人——19世紀末からホロコースト前夜まで』（御茶の水書房，1999年）の185ページ以下を見よ。
- 11) Robert Knight (Hg.), „*Ich bin dafür, die Sache in die Länge zu ziehen.*“ *Die Wortprotokolle der österreichischen Bundesregierung von 1945 bis 1952 über die Entschädigung der Juden*, Wien/Köln/Weimar 2000, S. 57.
- 12) Ernst Bruckmüller, *Nation Österreich*, 2. erg. u. erw. Aufl. Wien/Köln/Graz 1996, S. 61 u. S. 65.
- 13) Walter Kleindel, *Österreich. Daten zur Geschichte und Kultur*, Wien 1995, S. 343.
- 14) Evan Burr Bukey, *Hitler's Austria*, Chapel Hill/London 2000, p. 73.
- 15) Dieter Stiefel, *Entnazifizierung in Österreich*, Wien/München/Zürich 1981, S. 93.
- 16) „*Anschluß*“ 1938, S. 421f.
- 17) *Der Novemberpogrom 1938*. 116. Sonderausstellung des Historischen Museums der Stadt Wien, Wien 1988, S. 61.
- 18) Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), *Widerstand und Verfolgung in Wien 1934 - 1945. Eine Dokumentation*, Bd. 3, 2. Aufl. Wien 1984, S. 283.
- 19) Ebd.
- 20) 拙著『西欧とユダヤのはざま ——近代ドイツ・ユダヤ人問題』南窓社，1992年，139ページ以下を見よ。
- 21) Jonny Moser, *Demographie der jüdischen Bevölkerung Österreichs 1938 - 1945*, Wien 1999, S. 7.
- 22) 拙著『ウィーンのユダヤ人』第2部を見よ。
- 23) 注(18)のトリットナー報告を見よ。「こうした押収や無意味な破壊は、当然ながら人びとのあいだに激しい拒絶反応を引き起こした。」(*Widerstand und Verfolgung in Wien 1934 - 1945*, Bd. 3, S. 283.)
- 24) Hans Witek, „*Arisierungen*“ in Wien, in : Emmerich Talos u. a. (Hg.), *NS-Herrschaft in Österreich*, Wien 2000, S. 795.
- 25) Moser, a.a.O., S. 31.
- 26) Ebd., S. 28. 15万人という推定も存在する。(Avshalom Hodik u. a. (Hg.), *Materialienmappe : Juden in Österreich 1918 - 1938*, Wien 1982, S. 30.)
- 27) Witek, a.a.O., S. 811.
- 28) Gerhard Botz, *Wohnungspolitik und Judendeportation in Wien 1938 bis 1945*,

- Wien/Salzburg 1975, S. 19f.
- 29) Ebd., S. 58f.
- 30) Ebd., S. 60.
- 31) 西ドイツの戦後補償については、山田敏之「ドイツの補償」(国会図書館調査立法考査局『外国の立法』第34巻3・4合併号, 1996年)およびライナー・ホフマン, 山手治之訳「戦争被害者に対する補償」(『立命館法学』306号, 2006年)を参考にした。
- 32) SGBL., Jg. 1945, Nr. 90.
- 33) *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich* (以下BGBl.と略記) Jg. 1947, Nr. 183.
- 34) Stourzh, a.a.O., S. 214. 1945年4月27日のオーストリア独立宣言は、5月7日のドイツ降伏前、すなわち厳密にはなお戦争継続中に公表された。それゆえ独立宣言はモスクワ宣言の最後の一文の「みずからの解放に対する貢献」に関連して、次のように述べている。「設立されるべき政府は、オーストリアの解放に可能なかぎり貢献するため、遅滞なく措置を講ずるであろう。しかし、わが国民の消耗とわが国土の窮乏化に鑑みて、遺憾ながらこの貢献は慎ましいものでしかありえないことを確認しておく必要があると思われる。」(SGBL., Jg. 1945, Nr. 1.)
- 35) 政府の機関紙『新オーストリア』1945年7月18日号の表現。Brigitte Bailer, *Wiedergutmachung kein Thema. Österreich und die Opfer des Nationalsozialismus*, Wien 1993, S. 24f.
- 36) BGBl., Jg. 1946, Nr. 34.
- 37) Eduard Tomaschek, *Das Opferfürsorgegesetz*, Wien 1950, S. 1.
- 38) ただし1945年4月27日以降にはじめてオーストリア国籍を取得した者であっても、1938年3月13日以前に10年以上に渡ってオーストリアに正規の住居を持っていた者は、1938年3月13日時点でオーストリア国籍を取得する資格が発生しているため、国籍条項が満たされる。
- 39) Moser, a.a.O., S. 55. F. Wilder-Okladek, *The Return Movement of Jews to Austria after the Second World War*, The Hague 1969, p. 114, Table A/7.
- 40) *Bericht des Präsidiums der Israelitischen Kultusgemeinde Wien über die Tätigkeit in den Jahren 1945 bis 1948*, Wien 1948, S. 47f. 1947年に、ウィーンユダヤ人の亡命先であった上海とパレスティナ、またロシアのカラガンダの収容所からまとまった帰国者があった。
- 41) ジョイントはユダヤ合同分配委員会の略称。1914年の第一次世界大戦勃発

後まもなく、アメリカで、救援金の円滑な分配を目的として設立されたユダヤ人の組織。第一次世界大戦、第二次世界大戦にさいしては、ユダヤ人難民やホロコーストの犠牲者に対する救援活動に貢献した。ユダヤ機関は、はじめシオニスト世界機構の一組織として1921年に設立されたが、1929年より非シオニストも加わり、組織が拡大された。イスラエルの建国以前、国際連盟および国際連合に対して、パレスティナに住むユダヤ人の利益を代表した。

- 42) BGBl., Jg. 1946, Nr. 156.
- 43) BGBl., Jg. 1947, Nr. 53.
- 44) BGBl., Jg. 1947, Nr. 54.
- 45) David Brill, Oesterreichs Juden verlangen ihr Recht, in : *Aufbau*, Vol. 12, Nr. 28, 12. Juli 1946, S. 21. 太字は、原文ではイタリックで強調されている。
- 46) Wolfgang Bretholz, Oesterreich hungert, friert und wartet, in : *Aufbau*, Vol. 13, Nr. 12, 21. März 1947, S. 4.
- 47) *Die Tätigkeit der Israelitischen Kultusgemeinde Wien in den Jahren 1952 bis 1954*, Wien 1955, S. 90.
- 48) *ISKULT Presse Nachrichten*, Nr. 20, 29. Oktober 1954, Blatt 9. 以上の数字には、オーストリアの難民収容所にいるユダヤ人は含まれていない。
- 49) Moser, a.a.O., S.56.
- 50) 亡命者のすべてがホロコーストを生き延びたわけではない。後にナチ・ドイツに占領された国に亡命したユダヤ人のほとんどが、ホロコーストの犠牲者になった。戦後オーストリアに帰国したユダヤ人については、再び他国に移住した者もあり、こうしたユダヤ人口の出入りを明らかにするのはきわめて困難である。社会学者のワイルダ＝オクラデクは、統計上のあらゆる不備を勘案した上で、1938年3月から1941年11月までにオーストリアから他国に亡命したユダヤ人は12万6500人、1967年時点で、そのうちオーストリアに帰国した者は6%強ではないかと推定している。(Wilder-Okladek, op. cit., p. 34, 39, 111.)
- 51) 亡命後オーストリア国籍を喪失して外国籍となった者は、オーストリアに帰国しても国籍条項を満たさないため、犠牲者援護法の対象とはならない。もとのオーストリア国籍の回復は、戦後長いあいだ決して自明のことではなかった。ユダヤ人シュテルンフェルトの体験を見よ (Albert Sternfeld, *Betrifft : Österreich. Von Österreich betroffen*, Wien 1990, S. 210f.)。
- 52) 武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』白水社、2005年、81ページ以下を参照。第二次世界大戦後に社会主義国となった東欧諸国では、相続人不在の財産は、

ドイツ資産として国家の管理下におかれた後、国有化された。

- 53) Gustav Jellinek, *Die Geschichte der österreichischen Wiedergutmachung*, in : Josef Fraenkel (ed.), *The Jews of Austria*, London 1967, p. 395 - 426.
- 54) SGBL., Jg. 1945, Nr. 13.
- 55) それまで、ソ連占領地域以外での脱ナチ化は、それぞれの地域の占領軍政府の手によって進められた。元ナチの逮捕等、終戦直後から最も厳しい措置がとられたのはウィーンを含むソ連の占領地域である。そのため、元ナチは、措置が緩やかであった西部のアメリカ占領地域に向かって避難を企てた。(Stiefel, a.a.O., S. 88f.)
- 56) Ebd., S. 93.
- 57) 2人の職業裁判官と3人の参審員によって構成される。しかし「人民」法廷の名とは矛盾して、素人裁判官は、判決に関しても量刑に関しても決定に参加することはできない。(Ebd., S. 247f.)
- 58) Ebd., S. 97.
- 59) BGBL., Jg. 1947, Nr. 25.
- 60) *Berichte und Information*, Jg. 2, Heft Nr. 76, 10. Oktober 1947, S. 5.
- 61) 元ナチの人数に関しては、Stiefel, S. 117の表を見よ。
- 62) 1945年から1955年の廃止にいたるまで、人民法廷が扱った件数はオーストリア全体で13万6829件で、うち判決が下ったのは2万3477件である。有罪が1万3607件(58%)、無罪が9,870件(42%)であった。(Stiefel, a.a.O., S. 255.)
- 63) BGBL., Jg. 1956, Nr. 25.
- 64) 全文はBGBL., Jg. 1955, Nr. 152.
- 65) 全文はBGBL., Jg. 1962, Nr. 283.
- 66) ナチによって迫害され、殺害されたジプシー、精神障害者、同性愛者等に対する補償は、長いあいだ論議されることすらなく、彼らは「忘れられた犠牲者」と言われた。ナチ時代のドイツの企業その他で強制労働に従事させられた者たちに対する補償が問題となるのは、1990年代に入ってからである。
- 67) Bundespressedienst (Hg.), *Maßnahmen der Republik Österreich zugunsten bestimmter politisch, religiös oder abstammungsmäßig Verfolgter seit 1945*, Wien 1988, S. 5f. u. S. 23.
- 68) 近藤孝弘『自国史の行方——オーストリアの歴史政策』(名古屋大学出版会, 2001年)の第2章を見よ。
- 69) Alois Scheucher u.a. *Zeitbilder* 8, Wien 2006, S. 11.
- 70) Clemens Jabloner u.a. (Hg.), *Veröffentlichung der Österreichischen Histori-*

*kerkommission. Vermögensentzug während der NS-Zeit sowie Rückstellungen und Entschädigungen seit 1945 in Österreich, Oldenbourg Verlag, Wien/München.*